

議 事 日 程 (第3号)

令和5年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第68号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第69号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第70号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第71号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第72号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第73号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第75号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第76号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第77号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第80号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第81号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第82号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第83号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第84号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第85号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第86号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第85号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第86号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第21 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について
- 日程第22 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第23 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 69 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 70 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 71 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 72 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 73 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 74 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 75 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 76 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 77 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 78 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 12 議案第 80 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 81 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 82 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 83 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 84 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 85 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 86 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 19 議案第 85 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 86 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について
- 日程第 22 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 23 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 24 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	税務課理事	合屋真由美
総務課長	諸石豊	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日が今年最後の本会議となりましたので、よろしくお願いしておきます。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第71号から議案第74号までについて、議案第75号及び議案第76号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由は、地方税共通納税システムを利用した電子納付の導入により、町税に係る督促手数料を廃止することに伴い、その他の歳入に係る督促手数料も同様に廃止するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

概要として、共通納税の拡大により町税の納付書にエコキューアールが印字されたことにより、金融機関では印字された金額でしか収納できなくなったため、督促状が発行されていた場合、当初納付書で納付された方と督促状で納付された方とでは督促手数料の差が生じ、公平性が保てないために、須恵町税条例、須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例、須恵町後期高齢者医療に関する条例、須恵町道路占用料徴収条例、須恵町上水道給水条例に関する督促手数料を廃止するもので、今回関係する5条例について一部改正を行うものであります。

2ページをお開きください。

この1つの条例で、督促手数料が関連する5つの条例を条で区切ってそれぞれ改正しております。

議案書の4ページをお開きください。新旧対照表です。

第1条が須恵町税条例の一部改正です。第2条第2号中「督促手数料、」を削り、第21条を削除しております。

5 ページをお開きください。

第2条が須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部の改正です。題名を須恵町延滞金徴収条例に改め、第1条中「督促に係る手数料及び」を削っています。第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げております。

6 ページをお開きください。

第3条が須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。第5条第2項を削っております。

7 ページをお開きください。

第4条が須恵町道路占用料徴収条例の一部改正です。第5条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促状1通について100円の督促手数料を徴収し、」を削っております。

8 ページをお開きください。

第5条が須恵町上水道給水条例の一部改正です。第37条の見出し及び同条中「督促手数料及び」を削っております。

3 ページに戻っていただきまして、附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

第2項で経過措置を定めております。

質疑として、督促手数料は徴収しなくても督促はするので赤字になるのではとの質疑に対し、答弁として、督促状の発送は法令に基づいた行政処分であり、その実施は義務行為として位置づけられている。このため、行政サービスの対価として支払われる手数料という観点では適当でないとの考えで、また、納期限内の納付者との公平性については、延滞金の徴収で確保できているというものでした。

年間で督促料手数料はどれくらいかの質疑に対して、答弁として、一般会計で督促状の発行数は令和4年度中8,195件、町税だけで手数料収入は66万7,300円というものでした。

システムの中に督促手数料の100円を含め徴収はできないかとの質疑に対して、答弁として、督促状のQRコードに100円を含めることはできるが、督促手数料を含んでいない当初納付書でも納付することが可能なので、納付書が2枚になってしまうというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長、エコキューアールって、e L—QRじゃないと。エコって言ったら全然違う。全然違う。ちょっとそこはもう後で訂正じゃなくて、今の発言になると全く違うことになるので訂正できるんやったら。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 初めのうち、すみません、e L—QRです。申し訳ありません。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町内の公園及び緑地に係る維持管理業務の集約化並びに妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談機関の設置を目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。

第1条関係で須恵町課設置条例の一部改正する条例の新旧対照表です。

第1条で、改正前、町長部局、9課あるところをこども家庭課及び公園緑地課を追加して11課体制とします。

こども家庭課ですが、妊産婦や乳幼児の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受けるこども家庭総合支援拠点の母子保健と児童福祉が一体となり、より連携を強化して各種事業を遂行することが目的としております。また、児童福祉法の改正により、令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務化されるこども家庭センターの機能を持たせて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない相談支援を行うこととしています。

公園緑地課ですが、現在は各課がそれぞれ管理を行っておりますが、これを一元的にまとめて公園緑地課を新設します。同種業務を集約することによる事務の効率化を目指します。また、ふれあい公園の整備もこの課で担当し、計画、整備を推進します。

4ページをお開きください。

第2条関係で、須恵町職員定数条例の一部を改正する条例です。

改正前、2条1項1号中「106人」を改正後「113人」に、3号中「47人」を「45人」に改正します。この改正により職員の全体数は改正前170人から175人になります。2課増えることによる増員と、人口増による業務量の増大や、複雑多様化する業務に対応するため定数を5名増員します。

教育委員会の事務部局の2名減につきましては、現在の配置人員に合わせたものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

質疑として、新たに置く課の場所の質疑に、答弁として、こども家庭課は1階の会議室に、公園緑地課は2階の地域振興課横の打合せスペースを予定しているというものです。

こども家庭課は、こども家庭庁が発足したことに伴って設置するものかとの質疑に、答弁として、こども家庭センターの設置が努力義務となっていることから、これの体制整備と関係業務の集約をメインの目的としているというものということです。

こども家庭課には、専門職員を配置するものかとの質疑に、答弁として、ソーシャルワーカーや保健師等を配置する予定ですということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の

一部改正が、令和5年5月11日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正案は、法改正により印鑑登録証明書のコンビニ交付において、マイナンバーカードを使用する代わりに、スマートフォンだけで取得できるサービスが開始されますので、これに合わせた改正と現行の事務手続きと条文を一致させる用語の整理を行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条、印鑑の登録では、条文中「（以下「印鑑票」という）」を削ります。印鑑登録では、印鑑登録原票について、印鑑票という略称が使われていることによって2つの呼称が混在し、判断しづらくなっているため、正式名称である印鑑登録原票という表記に統一するものです。

第8条、登録証の再交付では、第1項中「印鑑登録証再交付申請書により、登録証及び申請人の印鑑を添えて引替えのための」を「登録証の」に改め、同条第2項を次のように改めます。第3条第2項及び第4条の規定については、前項の申請に準用する。汚損又はき損した印鑑登録証の再交付手続きです。システム更新、改修により、現行の手続きと条文の不一致が生じておりますので、手続き内容と一致した条文に改正します。

第13条、印鑑登録証明書では、第1項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、同条第2項を削ります。第2項は、現行の手続きにあわせた条文の削除です。

第14条、印鑑登録証明書の公布では、第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改めます。

4ページ、同条第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードの交付を受けたとき」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する利用者証明用電子証明書を利用して」に改めます。

同項ただし書中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する」を削ります。マイナンバーカードを使用しなくても、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使用し、コンビニエンスストアの多機能端末機で、印鑑登録証明書の交付が受けられるサービスが開始されますので、この機能を追加した条文に改正しています。

第16条、閲覧の禁止では、条文中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改めます。

2ページ、附則です。この条例は、公布の日から施行する。としています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方

は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第71号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

今回の条例改正は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当支給率を引き上げるものです。あわせて、特定任期付職員の給料表の改正を行っております。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

続いて、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合

を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について、年間0.10月上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

次に、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、特別職（町長、副町長、教育長）の期末手当について、年間0.10月上げるものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

次に、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、55歳以上の昇給制度の見直し及び令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について、年間0.05月

ずつ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月ずつ引き上げを行うものです。また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和5年4月1日から適用となります。あわせて、55歳を超える職員の昇給の号級数について、現在は勤務成績に応じて2号給としているところを規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項で、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより、議案第71号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、

議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第76号須恵町職員の育成休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

3ページ、新旧対照表です。

今回は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加するものです。

第3条第1項は、会計年度任用職員に支給する給与について規定しております。「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるように改正するものです。

第15条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

第1項は、給与条例第20条の職員の勤勉手当に関する規定を、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に準用するもの、第2項は、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員に関する規定です。

第23条第1項では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しております。

4ページをお願いいたします。

第1項は、給与条例第20条の職員の勤勉手当に関する規定を、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用するものです。

第2項は、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員に関する規定で、本条例第23条第2項及び第3項に、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員を複数回任用し、その合計が6月以上になる場合及び会計年度をまたいで6月以上になる場合の「期末手当」については、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用する規定があります。この規定を、勤勉手当の支給についても準用するものです。

2ページ附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第76号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、育児休業をしているフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けられるように改正をするものです。

3ページは新旧対照表です。

今回は、現在期末手当のみの支給を受けている、育児休業中の会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能になったことに伴う改正です。

第7条の規定は、基準日に育児休業をしている職員の期末手当と勤勉手当の支給についての規定をしております。

第7条第2項は、勤勉手当について規定しておりますが、現在、会計年度任用職員は、適用外となっているため、その規定である「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」の表記を削り、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があれば、勤勉手当を支給することができるように改正するものです。

2ページで、附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより、議案第75号について討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第76号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第76号須恵町職員の育成休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年1月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

今回の改正は、子ども・子育て支援員の拡充で、産前産後期間における、国民健康保険税を免除するものです。

4ページ、新旧対照表を御覧ください。

第25条の国民健康保険税の減額です。

第2項の次に、第3項を追加します。国民健康保険税の納税義務者に対して、世帯の中に、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者がいる場合、この出産被保険者にかかる国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額します。

1号から6号では、年度の保険税額の12分の1の額に、年度内の産前産後の月数を乗じて得た額を減額するものとします。減額の対象となる産前産後期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間とし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から、出産予定月

の翌々月までの、6か月間と規定します。また、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、それぞれ所得割額、被保険者等均等割額について規定しております。

5ページ、第27条の3で、出産被保険者に係る届出を追加し、出産被保険者の産前産後に係る保険税を減額するために必要な手続きについて規定しています。

第1項は、届書についての規定です。

6ページの第2項は、必要書類について、第3項は、届け出の時期について、第4項では、届出書を省略することができる場合について規定しています。

3ページ、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は、令和6年1月1日から施行するとし、第2項で適用区分を、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

質疑では、流産・死産の場合でも減免の対象になるのかとの質疑に、対象になるとの答弁でした。

施行日は、令和6年1月1日だが、出産予定月が、令和5年12月の場合は、産後の減免は受けられないのかとの質疑に、令和5年11月以降の出産予定月なら、令和6年1月以降分からの産後の減免分に対しては、規定の期間内で受けることができるとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第77号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第78号工事請負契約の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第78号工事請負契約の変更について、文教厚生委員会の

審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、第三幼稚園（仮称）改築工事。

請負金、変更前10億1,750万円を、変更後10億3,442万9,000円に変更し、1,692万9,000円増額するものです。その他は変更ありません。

請負額の増額理由は、原材料費・燃料費の高騰、近隣住民対策による追加工事、アスベストによる産廃処理の増加などによるものです。

質疑では、変更金額の内訳についての質疑に、おおよそ3分の1が物価高騰、アスベスト処理や小さな工事に3分の1、近隣対策工事に3分の1ですとの回答がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第78号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第78号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,868万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加、変更は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。

質疑として、歳入、14款2項物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、この頃の国会審議で採決された事業の交付金が既に予算書に反映されていることを問うもの。答弁として、国・県からの情報で、早期に予算措置を図るよう通知があったというものでした。

15款2項医療的ケア児在宅レスパイト事業県補助金について、これは歳出の3款1項障がい者福祉サービス事業の財源の一部をなす補助金ですが、そのレスパイト部分の詳細を問うもの。答弁として、訪問介護事業費の一部となっている。レスパイトにかかる児童は1名というものでした。

20款3項スポーツ振興くじ助成金について、600万円減額の詳細を問うもの。答弁として、当初予算計上の3,000万円は、スポーツ振興事業助成審査委員会の判定により、80%、2,400万円の助成と決定し、当初予算との差額600万円を減額したというものでした。

歳出2款1項交通安全対策事業について、運転免許返納者の数を問うもの。答弁として、11月末で221人、毎年3割増のペースで推移しているというものでした。

3款1項低所得世帯支援給付金事業について給付の時期を問うもの。答弁として、1月末までには案内の発送、2月中旬までには給付の予定というものでした。

8款4項公園維持管理事業について、皿山公園ベンチ設置個所を問うもの。答弁として、設置場所等詳細は未定というものでした。

10款2項小学校維持管理事業について、クラス増を問うもの。答弁として、第1小学校2クラス増、第3小学校1クラス増というものでした。

関連で、クラス増に伴う消耗品費の詳細を問うもの。答弁として、不足分のみを補正で計上しているというものでした。

同じく関連で、東中と第2小のインターネット環境の改善を問うもの。答弁として、さまざまに対応しているものの改善が見られず調査中、方策が見つかり次第、対応したいというものでした。

10款3項中学校維持管理事業について、特学クラスの増加の詳細を問うもの。答弁として、1名の方を対象としているというものでした。

第3表負担行為補正について、追加の文化会館舞台管理業務委託の詳細を問うもの。答弁として、業務を委託している事業者が、体力的に困難と辞退を申し出ていることで、新たに入札を行

うというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第80号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第80号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,838万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,738万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

2ページ歳入です。

1款1項国民健康保険税12万7,000円の減額は、産前産後国民保険税繰入金の増額に伴い、同額を減額しています。

4款1項県補助金2,000万円の増額は、歳出の保険給付費の高額療養費の増額に伴い、普通交付金を増額しています。

5款1項他会計繰入金850万7,000円の増額は、給与費等繰入金の増額と交付金の過大交付金償還金によるその他一般会計繰入金の増額、産前産後国民健康保険税の減免分を国2分の1、県4分の1、町4分の1で負担することによるものです。

3ページ、歳出です。

1 款 1 項総務管理費 1 3 9 万 4, 0 0 0 円の増額は、人事異動による人件費の補正と、国民健康保険税条例改正に伴うシステム改修委託料によるものです。

2 款 2 項高額療養費 2, 0 0 0 万円の増額は、負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費の決算見込みにより増額するものです。

3 款 4 項過年度納付金 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度実績による精算です。

6 款 1 項保健事業費 1 8 万 3, 0 0 0 円は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員（栄養士）の人件費の増額です。

6 款 2 項特定健康診査等事業費 1 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、決算見込みによる事業費と役務費の増額で、令和 6 年度特定検診の受診券の印刷と送付を令和 5 年度に行うための増額です。

8 款 1 項償還金及び還付加算金 6 6 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、令和 4 年度特別交付金と特別交付金の過大交付部分の返還によるものです。

質疑として、2 款 2 項高額療養費において、給付を受けている人数と増額理由についての質疑があり、月間、約 2 0 0 人から 3 0 0 人で、秋以降の医療費が増加しているため、高額医療費が不足する事による増額ですとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第 8 1 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 8 1 号令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 8 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 4、議案第 8 2 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。1 1 番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 8 2 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,498万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページ歳入では、3款1項他会計繰入金98万1,000円の増額は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

3ページ歳出では、1款1項総務管理費98万1,000円の増額は、人事院勧告による職員人件費の増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第82号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8,095万8,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入です。

2款1項1目下水道使用料、補正額4万2,000円の減額補正。1節、現年度分下水道使用料は収支調整による減額です。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額3万3,000円の増額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増額です。

2款1項1目公共下水道事業費、補正額7万5,000円の減額補正。こちらも人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第83号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額139万5,000円を減額し、補正後の額を5億5,896万1,000円とする。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額900万円を増額し、補正後の額を2億2,316万8,000円とする。

詳細は、2ページ、3ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業会計補正予算実施計画内訳書です。

収益的収入及び支出です。

第1款、水道事業費、第1項、営業費用、第1目、原水及び浄水費、補正額75万6,000円の増額補正です。これは人事院勧告に伴う会計年度任用職員人件費の増額です。

同じく、第2目、配水及び給水費、補正額711万円の減額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の減額です。

同じく、第4目、総係費、補正額495万9,000円の増額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、支出の部分です。

第1款、資本的支出、第1項、改良費、第3目、浄水施設改良費、補正額900万円の増額補正です。これは須恵ダム導水管改良工事分の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第84号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員の方は、第1委員会室にお集まりください。

再開を議会運営委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩に入ります。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、

今村桂子君。

○**議会運営委員長（今村 桂子）** 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、協議結果を報告します。

今回、提出された追加議案は、条例改正1件、補正予算1件でございます。

追加議案について提案理由を説明し、文教厚生委員会、予算審査特別委員会で審査し、終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○**議長（松山 力弥）** 委員長の報告のとおり、日程を追加し議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（松山 力弥）** 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第17. 議案第85号

○**議長（松山 力弥）** 日程第17、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○**住民課長（百田 敦）** 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月11日から施行され、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正案ですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正によるものとして、マイナンバーカードを使う代わりに、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使って、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書、住民票等の交付を受けられるサービスが開始されることに伴い、このサービスに対応する条文に改正を行います。

それから、戸籍法の一部を改正する法律の施行によって、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍・除籍電子証明書の請求、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び利害関係人による指定市町村長に対する届書等情報の閲覧請求等の制度が開始されることから、新たに手数料を徴収する事務について名称及び金額等を追記するもので

ございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年3月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第85号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号を文教厚生委員会に付託します。

日程第18. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,447万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億1,315万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

14款1項国庫負担金は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金4,447万4,000円の増額補正です。

続いて、3ページ。

歳出です。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種健康被害救済給付金で歳入と同額の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第86号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を予算審査特別委員会及び文教厚生委員会の審査が終わりたいたしします。暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議題とします。

日程第19. 議案第85号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の

一部改正が令和5年5月11日から施行され、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正によるものとして、マイナンバーカードを使う代わりに、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使って、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書、住民票等の交付を受けられるサービスが開始されることに伴い、このサービスに対応する条文に改正を行います。

また、戸籍法の一部を改正する法律の施行によって、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍・除籍電子証明書の請求、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び利害関係人による指定市町村長に対する届書等情報の閲覧請求等の制度が開始されることから、新たに手数料を徴収する事務について名称及び金額等を追記するものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年3月1日から施行するとしています。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 恐れ入ります。ただいまの委員長の報告ですが、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに持たせるものと伺いましたが、これは新たにアプリをスマートフォンに入れて使うことになるようなものでしょうか。それともマイナポータルとか、そういったアプリを使うものでしょうか。それとも単純にもっと簡単な方式があるものなのか。そういったことの説明はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） その件についての説明はございませんでした。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。

○議員（13番 田ノ上 真） はい。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第85号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改

正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） お疲れさまです。議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,447万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,315万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、亡くなられた方の没年齢を問うものがありました。答弁として、ここでは詳細な年齢は控えますが、高齢の方であったというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第86号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第86号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について

○議長（松山 力弥） 日程第21、文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任についてを議題とします。

三上副委員長より、体調不良のため、今定例会をもって副委員長を辞任したいとの申出が委員

長にあり、委員会条例第10条の規定により、委員会で協議の結果、許可されましたので御報告いたします。

なお、次の副委員長は委員会での選挙により、男澤一夫君が選出されましたので、お知らせいたします。

日程第22. 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第22、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三上政義君の退場を求めます。

〔三上議員退場〕

○議長（松山 力弥） 三上政義君から体調不良のため、議会運営委員会委員を今定例会をもって辞任したいとの申出が、私、議長にありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、三上政義君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。三上議員の入場をお願いします。

〔三上議員入場〕

○議長（松山 力弥） 三上政義君に御報告します。今定例会をもって、議会運営委員会委員を辞任することに議会は許可することに決定いたしました。

日程第23. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（松山 力弥） 日程第23、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

三上政義君が議会運営委員を辞任いたしましたので、欠員となりました議会運営委員について、委員会条例第5条の規定により、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長により指名いたします。

次の議会運営委員に男澤一夫君を指名いたします。男澤君、よろしくをお願いします。

日程第24. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より組合加入の現

状について、文教厚生委員会より国民健康保険制度、後期高齢者医療制度について、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第25. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、1時25分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。

令和5年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午後1時13分閉会
